イ　本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率（落札金額を予定価格で除したもの）を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ　本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領（包括的単価個別合意方式）」（平成30年９月21日付け30農振第1860号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説（包括的単価個別合意方式）」によるものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる⑴から⒀の全ての条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　中国四国農政局における平成31・32年度一般競争（指名競争入札）参加資格の定期受付において、「土木工事」の申請を行い受理されている者で、開札時において一般競争参加資格の確認を受けていること。

なお、開札時において、一般競争参加資格の確認がなされていない者が行った入札は、競争参加する資格を有しないものが行った入札として「無効」とする。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国四国農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記２の⑶の再確認を受けた者を除く。

⑸　中国四国農政局における平成31・32年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において土木一式工事の客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、開札時において1,250点以上となる予定の者であること。

なお、開札時において客観点数1,250点未満の者が行った入札は、競争に参加する資格を有しない者が行った入札として「無効」とする。

⑹　技術提案が適正であること。

⑺　施工実績は、平成15年度から平成29年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事を施工した実績を有すること（ただし、経常建設共同企業体にあたっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

また、各地方農政局の発注工事に係る実績である場合は、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

○同種工事（企業）：鉄筋コンクリート打設工

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、建設業法（昭和24年法律第100号）に従って当該工事に専任で配置できること。

なお、共同企業体において配置すべき技術者は、構成員のうちの１社が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

①　平成15年度から平成29年度の間に元請として完成・引渡しが完了した、以下の同種工事の経験を有すること。

ただし、各地方農政局の発注した工事である場合は、工事成績評定点65点未満のものは実績として認めない。

なお、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任技術者又は監理技術者が同種の経験を有すること。

○同種工事（技術者）：コンクリート工

②　主任技術者又は監理技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第２号で定められている者をいう。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　入札参加希望者と配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書提出の日以前に３ヶ月以上の雇用関係）にあること。

⑤　確認資料の提出時期に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。

また、同一の技術者を複数の工事に重複して配置予定とすることは差し支えないものとする。ただし、この場合、評価の低い者で評価する。

なお、候補技術者を複数とする場合は、全ての配置予定技術者が上記２の⑻の①から④の条件を満たしていること。

⑥　配置予定監理技術者等の専任期間　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知日」における日付）とする。

⑼　申請書の提出期限の日から開札日時までの期間に、中国四国農政局長から、中国四国農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年８月29日付け15中総第542号（経））に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　次の事項に該当しない者であること。

①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等

②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等

③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等

④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制

ア　品質確保の実効性

イ　施工体制確保の確実性

②　技術提案

③　企業評価

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記３の⑴①の評価基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑴評価項目（技術提案書、企業評価）について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」のうち最も高い者に50点を与える。

また、技術提案、企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）51点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。（加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点数の最高点（満点）51点））